松山税務署からのお知らせ

**事前予約制**

# 給与支払者向け定額減税説明会について

令和６年分所得税の定額減税については、「令和６年度税制改正の大綱」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）において税制改正の内容が決定されています。

今後、令和６年度税制改正法案が成立した場合、給与所得者に対する定額減税は、令和６年６月以後に支払われる給与等の源泉徴収税額から、順次控除されることとなります。

松山税務署では、**給与所得者の定額減税**について給与支払者の方にご理解を深めていただくため、**次のとおり説明会を開催します**（参加費無料）。

- ■ 内　容：　給与所得者に対する定額減税の概要、源泉徴収事務など
- ■ 対象者：　給与支払者（源泉徴収義務者）
- ■ 開催日時、場所等：

| 開催日時 | | 開催場所 | 定員 |
|---|---|---|---|
| ３月 28 日(木) | 10:00～11:00 | 松山若草合同庁舎<br>７階共用大会議室<br>（松山市若草町４番地３） | 30 名 |
| ４月９日(火) | 10:00～11:00 | | 30 名 |
| ４月 22 日(月) | 10:00～11:00 | 松山若草合同庁舎<br>松山税務署４階大会議室<br>（松山市若草町４番地３） | 30 名 |
| ５月９日(木) | 10:00～11:00 | | 30 名 |
| ５月 29 日(水) | 10:00～11:00 | | 30 名 |

## 説明会にご参加いただく方へ

会場の収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、次の方法により事前予約をお願いします。

### ＬＩＮＥで事前申込みをする方法

ＳＴＥＰ１　ＬＩＮＥアプリから国税庁ＬＩＮＥ公式アカウントを友だち追加
ＳＴＥＰ２　「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
ＳＴＥＰ３　「定額減税の説明会に申し込む（源泉徴収義務者の方）」を選択
ＳＴＥＰ４　説明会会場や来場希望日時を選択
ＳＴＥＰ５　内容を確認して「申込」をタップすれば完了

※　入場時に申込完了画面の提示をお願いします。

友だち追加はこちら

### ＬＩＮＥを利用できない場合

次の問い合わせ先に連絡し、予約してください。
【問い合わせ先】松山税務署法人課税第三部門（代表電話：０８９－９４１－９１２１）
※　自動音声案内に沿って、「２」を選択してください。

「令和６年分所得税の定額減税」に関する各種情報や Q&A については、国税庁ホームページの特設サイトをご覧ください。

定額減税
特設サイト